

大妻女子大学大学院生が大妻女子大学科目等履修生として教育職員免許状等
各種資格取得のために必要な科目を履修する場合の取扱い内規

平成 18 年 3 月 8 日 制定

大妻女子大学科目等履修生規程（以下「規程」という。）第 13 条に規定する取扱いについては、以下のとおりとする。

（対象科目）

第 1 条 本内規の対象科目（以下「対象科目」という。）は、大妻女子大学において開講する以下に該当する各種資格等の取得に係る科目とする。

- (1) 教育職員免許状
- (2) 図書館司書
- (3) 学校図書館司書教諭
- (4) 博物館学芸員
- (5) 社会調査士
- (6) 日本語教員養成プログラム

（選考料）

第 2 条 本学大学院在学中の者が対象科目の科目等履修生を志願する場合は、規程第 3 条の定めにかかわらず選考料を免除する。

（登録料）

第 3 条 本学大学院在学中の者が対象科目の科目等履修生として許可された場合は、規程第 5 条の定めにかかわらず登録料を免除する。

（履修料）

第 4 条 本学大学院在学中の者が対象科目の科目等履修生として履修する場合の履修料は、規程第 5 条の定めにかかわらず 1 単位につき 1,000 円とする。

（大学院修了後の履修料）

第 5 条 本学大学院在学中に第 1 条に定める資格等の取得のために必要なすべての単位を修得することができず、大学院修了後引き続き対象科目の科目等履修生として残りの必要な単位を履修する場合の履修料は、本学大学院修了直後の 1 年間に限り、1 単位につき 1,000 円とする。

（履修単位数）

第 6 条 本学大学院在学中の者が 1 年間に出席できる履修科目の総単位数は、規程第 9 条の定めにかかわらず 10 単位を超えることができる。また、前条に定める本学大学院修了直後の 1 年間にについても同様とする。

（課程履修費）

第 7 条 対象科目の科目等履修生として上記第 1 条に定める資格等の取得のために必要な単位を修得するためには、所定の課程履修費を納入しなければならない。

（本規程の改廃）

第 8 条 この規程の改廃は、大学運営会議において行う。

附 則

この取り扱いは、平成 18 年度の本学大学院入学者から適用する。

附 則

この取り扱いは、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この取り扱いは、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この取り扱いは、平成 25 年 4 月 25 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この取り扱いは、平成 27 年 4 月 28 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 5 年 4 月 11 日 大学運営会議）

この内規は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 6 年 6 月 11 日 大学運営会議）

この内規は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。